

監査委員公告

平成23年2月7日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月26日

宮崎県監査委員 宮本 尊
宮崎県監査委員 山口 博
宮崎県監査委員 外山 衛
宮崎県監査委員 原 義久

1 県の機関を対象とした定期監査

(1) 営農支援課

【監査の結果】

農業改良資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（指摘事項）

【講じた措置】

農業改良資金の償還指導は、延滞者の固定化が進むとともに、近年の景気低迷等の厳しい農業情勢を背景に、年々困難の度合いを増しつつある。

このような状況の中、各農林振興局を中心として、農協等の関係団体との連携を図りながら、借受者の農業経営改善が適切に図られるよう、きめ細かな営農・経営指導を実施し、延滞金の回収を粘り強く行うとともに、保証人を交えた面談を行うなど、償還金の分割納付も含め、延滞者の個々の実状に応じた償還指導に取り組んでいる。今後とも、償還指導を行うとともに、新たな延滞を発生させないように支援し、収入未済額の圧縮を図っていく。

(2) 農産園芸課

【監査の結果】

みやざきの伝統野菜産地育成事業補助金について、事業計画の検討が十分に行われていなかったことから、事業の大半が実施できず補助事業の目的が達成されていなかった。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

今後は、事前の事業計画の協議・精査を十分に実施し、効率的な予算の執行に努めていく。

(3) 畜産課

【監査の結果】

- ① 概算払いの旅行命令について、旅行完了後の精算手続の行われていないものがあった。善処を要する。（指摘事項）
- ② 普通財産の貸付けについて、貸付料の変更契約が大幅に遅れているものがあった。留意を要する。（指摘事項）
- ③ 県有種雄牛凍結精液需給管理業務支援事業補助金について、実績報告書による補助対象事業費の確認を行わないまま補助金の額の確定を行っていた。留意を要する。（注意）

事項)

【講じた措置】

- ① 直ちに精算手続を行った。今後は、職員の旅費に関する条例及びその運用等に基づき、適正な事務処理に努める。
- ② 貸付料改定に日時を費やしたため、変更契約に遅れが生じたものである。今後は、業務の進行管理を徹底し、適正な事務処理に努める。
- ③ 実績報告書に経費が確認できる資料を添付し、補助対象事業の確認を行うこととした。

(4) 水産政策課

【監査の結果】

漁業経営指導等対策事業費補助金等について、交付決定事務が大幅に遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

補助金交付決定事務の遅延については、申請内容の精査等に期間を要したものである。今後は交付決定事務に係る進捗状況表を作成した上で、交付決定から額の確定までの進捗状況の管理を徹底し、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努めることとした。

(5) 中部農林振興局

【監査の結果】

- ① 普及センター空調設備保守点検業務委託について、委託契約期間終了前に最終回の委託料を支払っていた。留意を要する。(注意事項)
- ② 市道改良工事に伴う県有土地改良財産の改築工事承認について、完了報告等の必要な条件を付していなかったことから、工事完了確認が適切に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 契約内容を十分に理解し、財務規則に則った適正な支払い時期で、事務処理を執行する。今後は、十分留意して適正な事務処理に努める。
- ② 書面による工事完了報告の提出を条件とするべきであったが、なされていなかったため、今後は条件の例文を登録し、県有土地改良財産の改築工事承認をするにあたり、必要な条件が漏れることのないよう措置した。

(6) 北諸県農林振興局

【監査の結果】

情報開示請求に伴う収納金について、県の規程に定める領収証が交付されていなかった。
また、調定日を誤り指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

今回の指摘を受け、交付する領収証を、県規程に定める書式に改めた。今後は、調定日の誤り、指定金融機関への払込みの遅れが生じないように、担当内での確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

(7) 東臼杵農林振興局

【監査の結果】

- ① 物品の損傷事故について、財務規則に定める亡失損傷報告書が提出されていなかった。善処を要する。(指摘事項)
- ② 情報開示請求に伴う収納金について、指定金融機関への払込みが遅れているものや調定日を誤っているものが散見された。
また、会計年度区分を誤っているものがあつた。留意を要する。(注意事項)
- ③ 県営林地の貸付料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ④ 各種協議会等の会計事務について、監事による監査を行っていないなど、不適切なものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 損傷状況を確認の上、主管課を經由し報告書の提出を行った。今後は財務規則に基づき適正な事務処理に努める。
- ② 事務処理に当たっては、財務規則等に定める事務処理を的確に行い、公金を取り扱っているということを再認識し、再発防止に努める。
- ③ 平成22年11月19日付けで椎葉村長と覚書を交換し、面積による土地貸付料評価額との差額210円については、椎葉村長は東臼杵農林振興局長への債権を放棄することとし、平成23年度以降適正に処理することにした。
- ④ 各種協議会等の規約等の中には、監事による監査に関する規定のないものもあつたことから、平成22年度中に会計規程の改正・整備を行い、全てにおいて監事による監査を実施することとした。

(8) 農業大学校

【監査の結果】

通勤手当について、月の全日にわたって通勤実績のない職員に支給されているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

通勤実績のない傷病休暇中の職員に支払っていた通勤手当について、過年度分(平成22年3月分)については、平成22年12月14日付けで追給戻入依頼書を作成し、戻入を行った。
現年度分(平成22年4月分、5月分)については、平成22年12月の給与電算報告で戻入を行った。

(9) 宮崎家畜保健衛生所

【監査の結果】

物品の損傷事故について、財務規則に定める亡失損傷報告書

が提出されていなかった。善処を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

損傷状況を確認の上、主管課を經由し報告書の提出を行った。今後は、財務規則に基づき適正な事務処理に努める。

(10) 畜産試験場

【監査の結果】

- ① 川南支場に係る旅費について、パック旅行利用時における航空運賃の算出誤りや、旅行雑費の重複支給により、過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）
- ② 川南支場に係る住居手当について、過払いとなっているものがあった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 直ちに戻入処理を行い平成22年12月2日までにすべての納入を確認した。
- ② 平成22年12月の例月給与にて戻入処理を行った。

2 財政援助団体等を対象とした監査

(1) 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団（補助団体）

【監査の結果】

- ① 補助金等で取得した固定資産について、貸借対照表の計上額を誤っているものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）
- ② 障がい児を育てる地域の支援体制整備事業補助金について、経理規程に基づいた物品購入の手続が行われていなかった。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

- ① 補助金で取得したものを一部修繕費等で計上していたため、一括固定資産に計上することにより貸借対照表を是正しており、その内容を確認した。
- ② 宮崎県社会福祉事業団に対し、経理規程に基づき適正な物品購入の手続を行うよう指導した。

(2) 花とみどりのみやざきづくり推進協議会（補助団体）

【監査の結果】

花とみどりのみやざきづくり推進協議会運営費補助金について、予算執行伺決裁前に委託契約手続を行っているものがあった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

委託契約手続に関する予算執行伺については、事務手続を再確認し、適正に処理することを徹底するとともに、内部チェックを強化するなどの改善措置を講じるよう指導した。

(3) 社団法人宮崎県商工会議所連合会（補助団体）

【監査の結果】

宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金について、委託業務の完了報告書に関する規定がないなど、委託契約書が適正に作成されていない。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

県行政経営課が作成した契約書作成の手引を送付し、今後、委託業務を実施する際は当該手引等を参考にしながら、適切な委託契約書を作成するよう指導した。

(4) 宮崎県中学校体育連盟（補助団体）

【監査の結果】

九州中学校体育大会本県開催事業費補助金について、支出伺が作成されていないなど、支出事務が適正に行われていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

監査の結果を受け、該当の事項について、支出伺を作成するなど、適正な支出事務を行うよう、指導を行った。また、あわせて、会計事務全般において、適正な取扱いを行うよう、再度指導を行った。

(5) 社団法人宮崎県畜産協会（補助団体）

【監査の結果】

産業動物関連獣医確保対策事業補助金について、事業が完了していないにもかかわらず事業実績報告を行っていた。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

補助金交付要綱及び要領に基づいた適正な事務手続について指導するとともに、所管課としても、実績報告に基づく関係書類の完了検査を適正に実施することとした。

(6) 宮崎県農業会議（補助団体）

【監査の結果】

- ① 補助対象事業経費について、預り金の経理、支出手続及び検査等の会計事務が適正に行われていない。善処を要する。（指摘事項）
- ② 補助事業で購入した備品について、取得年月日や購入価額等が備品台帳に記載されていないなど、適正な備品管理が行われていない。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 宮崎県農業会議に対して指導を行い、経理規程についての見直しを行うことにした。今後、新たな経理規程に基づく会計事務の適正な執行について、指導・監督に努める。
- ② 宮崎県農業会議に対して指導を行い、会計書類等を調査確認のうえ備品台帳を整備することにした。今後、適正な備品管理について、指導・監督に努める。

(7) 社団法人宮崎県林業公社（出資団体）

【監査の結果】

支出事務について、物品の購入等に係る検査が行われていないものが散見された。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

宮崎県林業公社では、監査指摘後、物品等の確認を行い、書類の整備を行うとともに、再発を防止するため、適正な事務手続について職員に周知徹底を図った。県では、監査指摘後、公社において物品の購入等に係る書類の整備が行われたことを支出伝票により確認した。また、支出伝票決裁時のチェックを徹底し、適正な事務処理に努めるよう指導した。

(8) 財団法人宮崎県産業支援財団（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表について、貸借対照表の資産及び負債の計上額を誤っていた。善処を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

資産の部において、取得価格10万円未満の什器備品が計上されていたが、22年度決算において、備品台帳及び什器備品減価償却明細書から抹消する旨報告を受けた。また、負債の部において、退職給付引当金を過少計上していたが、22年度決算において、所要額を全額計上する旨報告を受けた。今後、このような誤りがないう、会計基準の遵守及び内部チェック機能の強化を指導した。財団所管課としては、今後とも立入検査等を通じて指導を強化していきたい。

(9) 社団法人宮崎県農業振興公社（出資団体）

【監査の結果】

- ① 決算財務諸表について、貸借対照表の固定資産等の計上区分や退職引当金等の計上額を誤っているものが見受けられた。
また、会計規程等について、見直しを要するものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）
- ② 畜産担い手育成総合整備事業の設計業務委託について、契約保証金が契約締結後に納付されていた。
また、同事業の工事について、工期延長変更に伴う契約保証の手続が行われていないものがあつた。留意を要する。（指摘事項）
- ③ 農地保有合理化法人機能調整・強化事業補助金について、補助対象とならない団体に対し、補助金を交付しているものがあつた。善処を要する。（指摘事項）
- ④ 旅費について、宿泊料を誤り支給不足となっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）
- ⑤ 総会及び理事会の表決について、社員又は理事から提出された委任状に代理人又は日付の記載されていないものが散見された。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 適正な会計処理とともに、公社の規程等について整備するよう指導を行った。
- ② 契約事務を適正に行うよう指導するとともに、関係規程

の整備について指導を行った。

- ③ 指摘のあった件については、自主返納の申請を審査した結果、補助金相当額の返還を命じるとともに、今後は事務の適正な執行が図られるよう指導を行った。
- ④ 支給不足分を追給させるとともに、社団法人宮崎県農業振興公社旅費規程等に基づき、適正な事務の執行が図られるよう指導を行った。
- ⑤ 書類の不備について是正するとともに、総会・理事会の運営については、公益法人に係る関係法令等に則した適正な執行が図られるよう指導を行った。

(10) 宮崎県道路公社（出資団体）

【監査の結果】

時間外勤務手当について、支給不足となっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

時間外勤務時間の集計誤りにより支給不足を生じたもので、今後は、複数の担当者による確認を行う等、チェック体制を強化するよう指導した。

(11) 財団法人宮崎県国際交流協会（出資団体）

【監査の結果】

- ① 現金の取扱いについて、受領した現金の入金処理の遅いものが散見されるなど不適当な事務処理が見受けられた。善処を要する。（指摘事項）
- ② 決算財務諸表について、貸借対照表の基本財産の計上区分を誤っているものなどが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 指摘を受け、国際交流協会を指導した。その結果、受領した現金の入金処理について、県財務規則を踏まえた会計規程に見直した上で、確実に管理されていることを確認した。
- ② 指摘を受け、国際交流協会と協議・検討を行った。今後は、22年度決算の際に、貸借対照表上の基本財産の区分を指定正味財産に変更する予定であることを確認した。

(12) 財団法人みやざき観光コンベンション協会（出資団体）

【監査の結果】

- ① 決算財務諸表について、貸借対照表の基本財産の計上区分誤りについての改善措置が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）
- ② 前渡金について、精算手続の遅いものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 貸借対照表の基本財産の計上区分を指定正味財産に修正するよう指導した。なお、当協会は、平成22年度決算から修正することとした。

- ② 適正な会計処理に努めるよう指導した。なお、当協会は、平成23年2月から前渡金処理簿を作成し、精算手続の状況を管理することとした。

(13) 宮崎県信用保証協会（出資団体）

【監査の結果】

清掃業務等の委託契約について、委託業務の実績確認及び支払事務等が適正に行われていないものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

宮崎県信用保証協会に対し、以下のとおり措置を講ずるよう指導した。

- ① 清掃業務の業務日誌等により、委託業務の実績確認を行うこと。
- ② 業務実績を確認した後に支払事務を行うよう変更契約を締結すること。

(14) 財団法人宮崎県環境整備公社（出資団体）

【監査の結果】

- ① 工事及び工事に関する設計委託について、契約書に基づく契約の保証が付されていないものや工期変更に伴う保証期間の変更手続が行われていないものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）
- ② 周辺環境整備基金補助事業について、前年度に完了した工事等を対象に審査会を開催し補助金交付決定を行っているなど、基金運用審査会が審査機能を果たしていない。善処を要する。（指摘事項）
- ③ 浸出水処理水運搬業務委託について、委託料の支払額を誤っていた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 今回の指摘を受け、工事及び工事に関する設計委託についてのチェックリストを作成し、確認を行うよう指導を行った。
- ② 22年度の補助事業については、年度内に基金運用審査会を開催し補助金交付決定を行うよう指導した。今後は、審査会が審査機能を果たせるよう補助事業の適正かつ効果的な実施に努めるよう指導した。
- ③ 実績報告書との確認が不十分であったため、委託料の支払額に誤りがあったものであるが、不足分の支払いは完了した。今後は、誤りのないよう確認を複数の職員で行うよう指導した。

(15) 宮崎県森林組合連合会（出資団体）

【監査の結果】

宮崎県森林・林業振興基金について、同基金事業実施要領に定める特別会計が設けられていなかった。善処を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

宮崎県森林組合連合会に対して、平成22年度決算から宮崎県森林・林業振興基金事業実施要領に基づき、特別会計を設けて適正に管理するよう指導した。

(16) 社団法人宮崎県林業労働機械化センター（出資団体）

【監査の結果】

決算財務諸表について、貸借対照表の資産の計上額を誤っていた。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

社団法人宮崎県林業労働機械化センターに対して、平成22年度決算から公益法人会計基準に基づき、適正に資産計上するよう指導した。

(17) 財団法人宮崎県水産振興協会（出資団体）

【監査の結果】

概算払いの旅行命令について、旅行完了後の精算手続が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

指摘のあった事項については、精算手続が可能な旅行命令様式に変更するとともに、財団法人宮崎県水産振興協会旅費規程に基づく適正な精算手続を行うよう指導した。改善の内容については、平成23年3月23日に実施した立入検査により、適正な精算手続が行われていることを確認した。

(18) 財団法人宮崎県建設技術推進機構（出資団体）

【監査の結果】

- ① 委託契約締結について、決裁規程に基づく事務を行っていないものがあった。留意を要する。（注意事項）
- ② 理事会の開催について、寄附行為に基づく事務を行っていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 推進機構の委託契約締結事務において、決裁規程に則った適正な事務処理が行われるよう必要な助言を行うとともに、改善措置の内容を確認した。
- ② 推進機構の理事会の開催において、寄附行為に基づく適正な事務処理が行われるよう必要な助言を行うとともに、改善措置の内容を確認した。

(19) 神楽酒造株式会社〔県営国民宿舎高千穂荘〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

【監査の結果】

- ① 公の施設の管理運営について、収入及び支出の事務処理並びに職務責任の明確化等に関する改善措置が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）
- ② 公の施設の管理運営について、施設設備保守点検結果の改善への対応が遅れているものや消火訓練及び避難訓練が実施されていないなど、施設の維持及び保全に関する改善

措置が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

- ① 収入及び支出の会計事務処理等に関して、具体的な事務処理方法及び手順並びに職務責任等を明記した要領等を年度内に作成するとともに、内部チェック体制を含む事務処理体制の再構築を図るよう基本協定に基づく指示を行った。県としては、今後とも、会計事務処理のより適正かつ効率的な執行が図られるよう助言指導に努めていきたい。
- ② 施設の維持及び保全等の業務に関して、技術的な見識や資格等を有する者の中から施設管理担当責任者を選任する等施設管理体制を拡充強化し、修繕等の適時的な実施や防火管理体制の再構築を計画的に図るよう基本協定に基づく指示を行った。県としては、県有財産の適正な維持保全を図り、もって良好な施設サービスが今後とも継続して提供できるよう必要な助言指導、支援等の措置を講じていきたい。

(20) 学校法人宮崎総合学院〔宮崎県建設技術センター〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

【監査の結果】

公の施設の管理運営について、徴収受託に伴う調定事務が適当でなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

今回の指摘を受け、建設技術センターの指定管理者である学校法人宮崎総合学院に対し、調定が発生した都度、事務処理を行うよう指導した。また、調定及び収納のそれぞれの事務処理について、チェック体制の見直しを図るよう指導した。

(21) 株式会社馬原造園建設〔県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

【監査の結果】

公の施設の管理運営について、基本協定において定めるものとされている文書等の管理基準及び保存期間が定められていなかった。善処を要する。（注意事項）

【講じた措置】

監査結果を受け、指定管理者に対し、文書の管理基準等について策定状況を確認し、早期対応を指導した。指定管理者から、基準等について策定した旨の報告があったため、内容を確認した。

(22) 延岡宅地建物取引業協同組合〔延岡土木事務所管内の県営住宅13団地〕（公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕）

【監査の結果】

公の施設の管理運営について、県営住宅消防設備保守点検業務委託の契約事務が適正に行われていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

延岡宅地建物取引業協同組合では、監査結果を受けて、契約事務の取扱いについて十分な理解を深めるために、担当職員への研修を実施した。また、県では、再発の防止を図るために、随時、延岡宅地建物取引業協同組合への立ち入り調査を実施し、契約事務の実施状況を確認していくこととした。